

(平成 21 年度第二回通常総会報告事項) 定款細則附則の決定について

全国大会(国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会)開催時に競技会参加料と一緒に徴収している選手登録料を廃止し、競技会参加選手の負担を軽減することとするが、定款 第 8 章 登録 第 42 条 第 2 項及び第 3 項に定めてあって、定款細則第 3 章 第 3 項では別途定めることとなっている登録クラブの負担金について新たに定めることとし、昨年夏以降数回の理事会で議論、審議の結果、去る平成 22 年 1 月 19 日の 1 月度理事会において、最終審議の結果「定款細則 附則」を下記の通り制定しました。各登録クラブにおかれては、登録クラブの負担金の新たな制定についてご理解を頂き、ご協力のほどを宜しくお願い申し上げます。

## 記

## 定款細則 附則

定款細則第 3 章第 3 項の登録クラブの負担金については下記の通りとする。

1. 各登録クラブはそのクラブに所属するジュニアセーラーの人数の基準に従って負担金を納入するものとする。

(クラブ所属のジュニアセーラーの人数)	(登録クラブの負担金額)
5 名未満	10,000 円 (年間)
5 名以上～10 名未満	20,000 円
10 名以上～15 名未満	30,000 円
15 名以上～20 名未満	40,000 円
20 名以上～25 名未満	50,000 円
25 名以上～30 名未満	60,000 円
30 名以上～35 名未満	70,000 円
35 名以上～40 名未満	80,000 円
40 名以上～45 名未満	90,000 円
45 名以上～	100,000 円

2. 各登録クラブは、前年度 3 月末日までに、当該年度 4 月 1 日時点での各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿を提出し、この名簿に基づき前項の基準に従って各登録クラブの負担金額を決定し、当該年度 4 月末日までに納入するものとする。

但し、当該年度 4 月 1 日以降に各登録クラブ所属のジュニアセーラーの新たな入会があった場合は速やかに文書で、連盟事務局に提出してあるジュニアセーラーの名簿の追加記載を申請し、前項の基準に従って負担金額の調整をするものとする。

3. 各登録クラブが、クラブ所属のジュニアセーラーの名簿記載の者について、当該年度の財団法人日本セーリング連盟の会員登録を希望する場合は、連盟がその費用を負担して申請を行う。
4. 提出された各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿記載の者は、連盟の主催する当該年度の大会、競技会の参加資格を得るものとする。

各登録クラブ所属のジュニアセーラーで名簿に記載されていない者については、大会又は競技会開催日以前に、文書で連盟事務局に連絡の上名簿の追加記載を申請し、負担金額の調整差額を納入すれば参加資格を得ることが出来るものとする。